

土木主任官會議の問題 (二)

田 中 好

三

注意事項は主任官が唯だ承れば可いのであるから議事は一瀉千里で呆氣ない程で、遂に諮問事項に移つた。

諮 問 事 項

一 年々ノ災害復舊ニ鑑ミ河川ノ全體ニ涉ル一定ノ改修計畫ヲ確立スルハ刻下ノ急務ト認メラル、モ之ガ實行ノ方途如何

岡田河川課長の説明に依れば大正三年度から大正十四年度にかけて、國庫が支出した災害土木費補助額は這般の震災に依るものを除いて、三千三百二十七萬四千圓の鉅額に

達し、毎年國庫が之に對し補助しても其の底止する所がない狀況である (毎年度に於ける災害土木費年度別表及地方別内) 譯表は此問題研究の爲に後掲第一號表に示す) 是等の被害を防止するが爲には河川の全體に涉る計畫を樹立して其の計畫に則り河川工事を施行するに於ては、治水の完璧を期することゝ信ずるも、之が實行の方法に關し意見を承りたいと言ふのであつた、此問題に付ては吾人が再三論じた所であつて河川行政上最も重大な案件である、之に對し主任官は如何なる見解を持するかと吾人の好奇心否な執務慾を唆らしめた。

田邊兵庫は一定計畫樹立の爲に河川の根本的調査を爲しつゝあるが、調査を了したもの五十三里、目下調査中に屬するもの六十一里、調査未了のもの百六十七里を算する状

況であるが、此調査を成るべく早く完了したいものと思つ

てゐるが、その調査の結果に基き四十二里を改修する概算を立てたら二千四百萬圓の工事費を要する次第で到底單獨に縣費だけで支辨することが出来ない、此事業の完成を圖るには一に國庫補助に俟つより外財源の捻出方法がないと結論し、近藤三重も亦此問題は技術上の實行方法を研究するよりは、寧ろ財源の問題に販着するのであつて、矢張り國庫の補助を受くることが唯一の方法であると主張し、他の主任官からも異口同音國庫補助説を力説した、之に對する次田土木局長の挨拶は、一定の改良計畫を樹立しても、其の工事を一時に執行せよと言ふのでなく、重要な河川から順次改良することにすれば、現在の河川費に對し大なる増加を來すものとは考へられない、若し費用が増加する爲に國庫から補助することが地方の要求であるにしても、國が進んで改修せなければならぬ河川が四十八川もあるのであつて、是等に對し手を附けないで他の小河川の工事に補助することに就ては確信を持たないと言ふのであつた、至

極當然なことである。

財源さへ十分に得らるれば如何な事業をするにもさして苦慮する必要はない財源窮乏の内にあつて如何にすれば事業を遂行し得るかを工夫することこそ吾人の専門家に期待する所である或は此の如き問題を技術官の多數を占むる主任官に對し、諮問したのが間違つてゐるかは別としても、財源に窮するときは直に國庫から補助を呉れようすれば事業が出来ると言ふやうな月並の意見を聽くのではなかつた、夫れとも小河川の改修に對して國庫が援助せなければならぬ合理的の理由ある場合は格別であるが、援助すべき理由を極めずして事業助勢の爲に、一にも二にも補助せよと言ふが如きは吾人の聽かむとする所ではない、眞に河川の改修を必要とし之を實現する熱望がありとすれば、之に付何等かの經綸がなければならぬ筈である、夫れを聽きたいのであつたが、主任官の意見が之に觸るゝ所なかつたのは吾人の頗る遺憾とする所である。

田邊兵庫の河川調査談に對して反對の意見を述べたのは

田中愛知であつた、河川調査に多額の經費を投するよりは、常に流水量の調査を遂げ置けば河川改修の參考資料を得るから、其の流量調査をすれば十分であると言ふのであつたが、市瀬技監が河川の調査の必要なことを告げ、之に基き一定の改良計畫を樹立して貰ひ度いと希望して田中愛知の意見を排した。

高田神奈川は、御希望に依つて全體に渉る一定の改修計畫を確立するが、之を確立した河川に於て災害を受け爲に國庫の補助を申請する場合には、彼の原狀回復主義に依る査定を排し、改修計畫に基く復舊工事に對し補助する覺悟を有せらるゝかと質した、之に次て田邊兵庫も災害復舊工事に於ける現行制度の原狀回復主義の撤廢を要求したが、之に對し島第一技術課長は現行制度を維持し、一定の改良計畫に基きて災害復舊工事を施行することは、府縣の自由であつて、唯だ之に對し國庫が補助する場合は、被害前の原形に復する程度の工事費を標準とするのであると説明したが、主任官の言ふ所は、一方に於て一定の改修計畫を樹

立し工事を施行せよと獎勵し、其の獎勵に應じて府縣が一定計畫に順應した復舊工事を施行するに方り其の補助だけを認めないといふことは、内務省の希望と其の希望助勢に關する手段とが一致しないから現行法を改正せよと言ふ立法的意見であるのに對し、島第一技術課長の説明が現行法の主義に限られたのは聊かも足らなかつた。

此問題は徒に議論に耽つてゐるのを許さない緊急事件である、災害ある毎に國庫が原狀回復に要する費用の一部を補助すると言ふことは、燒石に水を注ぐ程度のものであつて餘り實効がない、成る程災害を好機會否な國庫の補助あるのを好機として、火事場泥棒を許すべきではないが、現在の如く塞の積の石積み補助して、復舊竣れりと爲す如きは亦吾人の探らない所である、災害補助なるが故に原狀回復で十分であると言ふ原則が存する譯でもない、否な吾人は反對の事實を日常觀つゝある——夫れは帝都復興事業である、帝都を震災前の原狀に復舊することが適當か、這般の震災と同一の災禍を發生しても之を防止し得る程度に

復舊するのが適當かは論ずる迄も無いことである。或は災害補助法規から原狀回復主義を捨つることは、災害補助費の豫備金支出を難澁ならしむると言ふ懸念もあらうが、帝都復舊の精神を以てすれば其の解決は容易である。

二 河川ノ洪水防禦及利用方法ニ付テハ各地方一般ニ舊來ノ慣行ニ因ハレ現代科學ノ智識ヲ應用スルコトナク又地方ノ下級技術者モ其ノ智識技能ニ於テ乏シキノ憾アリ依テ河川ニ關スル一般ノ智識普及ヲ圖ルハ河川行政上最有益ト認メラルルモ之カ適切ナル施設如何

島第一技術課長の説明によると、河川行政の目的を達成せしむる爲には、民衆が河川に關する一般の智識を持つことが必要であるから、何等かの手段を以て智識の普及に力めたい、或は道路に關しては道路改良會、或は港灣に付ては港灣協會のある如く、河川に關しても之と同様の私設團體を設立せしむることが適當のやうに信するが、之に關する意見を承知したいと言ふのであつた、之に關し村山大阪は同府に於ける淀川左岸洪水防禦組合及其の方法等を縷述

し、治水協會の如き私設團體の創立を希望した、夫れ迄は至極眞面目であつたが、近藤三重が諮問案中に記載された「地方ノ下級技術者」なる文字に付いて、氏一流の皮肉を飛ばし中央廳の技術官は上級技術者ばかりであらうが、地方のもの皆下級技術者とは言へない、又其の智識技能に於ても勝るとも劣るとは考へてゐない、殊に上級下級と言ふ文字を使用することは近代の思想に反し、此近代思想を知らない所が中央の上級技術者かも判らない、此文字を削減せよと力むだのは眠け醒しであつた。

協議の結果は、どうやら治水協會を創立することに意見が一致したそうである、其の目的からして吾人は此會の創立に付双手を舉げて賛成するのである、併しながら道路改良會にしても港灣協會にしても其の創立の動機は、いつも民間有志の熱望から起つたものであつて、其の結果行政の局に在る者が關係すべく餘儀なくされたのに反し、此協會は言はゞ官設の嗅がする「下級技術者」なる文字を使つた頭で創立することは餘程困難であるばかりでなく、其の實

効を收むること亦六ヶ敷こと、考へる、いらぬ御節介かは知らぬが、此點に苦言を呈して其の前途を祝福しておく。

三 現行制度ニ徴シ土木行政ノ刷新ヲ要スルモノアリト

セバ其ノ點如何

之に關しては随分多くの意見があつた、土木部長の制度は特定府縣に限らず全國一般に認めよとか、土木部には技術官の外に事務官を配置せよとか、土木に關する事務であつて各省の權限に屬してゐるものは之を統一して内務省に移せとか、或は府縣土木工區の制度を公認して其の職務の向上を圖れとか、或は府縣の土木行政を審議調査せしむる爲に、土木調査會の制度を設けよと言ふのであつて、其の言ふ所は人事若は行政機關に關すること多く、吾々の期待した新意見の提出されなかつたのは常に主任官が行政の刷新と言ふ、大きな問題を考へてゐるのではないかと疑つた。

四

協 議 事 項

一 水利使用ノ出願處理ニ關スル件

現在ノ取扱ニ於テハ競願關係ノ處理ニ付別段規定スル所ナク且不許可處分ヲ爲シテ整理スルコト稀ナルヲ以テ甚シキハ十數年短キモ數年ノ間隔アル出願ヲ競願トシテ處理シツツアルモ之カ適當ナル處理方法如何

天與の水を吾人の生活に利用すること、夫れが非常に利益であることからして、此使用權を獲得するが爲には或る種の權力を以てし、或は利益を以てする各種の運動が行はるゝのであつて、處分權を有する地方廳は此運動に鈔なからず惱まざるゝのである、殊に其の出願が競合する場合に於ては、一層其の許否を難澁ならしむるのである、這般行政裁判所が、此競願關係の處理に付ては、特別の事由なき限り先願者に許可すべきことを判示したに原因して、一層其の適從する所を惑はしむるのであるが、實際行政の局に當るものが裁判所の宣告したやうな、形式的の理由を以て

處分するものとしたならば、水利權は所謂權利屋の手に飯して、天與の賜物も爲に死物と爲るのであつて、競願事件を處理する行政官は、競願事業の公益上經濟上の關係、又は河水使用地點の比較とか、企業の確否並に起業者の資産信用等を斟酌して、其の許否を決定すべきであるが、之を實際に應用するは一方ならぬ難問に屬するのである。

此協議は地方廳が此難問を處理するに就いて、適當な方法を考へてゐるならば夫れを言へと言ふのである、之に付理想的に處置してゐると評せらるゝ、淺見長野の説明する所に依ると、競願事件の爲に比較標準と爲るべき設計、又は水の利用方法若は技術の可否、或は出願者の資産等の事柄が各獨立して得失を有す場合に於ては、各出願者を縣廳に呼出して妥協をせしめてゐるが、今日迄に甚數不都合を生じたことがなく、又裁判所が判決したやうな先願等のことは全然考慮してないが最近遞信省から地方廳に於て、競願者に妥協せしむる場合は、同省の意見を徹せとの通知が來た、併しながら此通牒にも従はず措置してゐると言ふの

であつた、此遞信省の通牒談に基因して、有光山形は漁道を設けることに付、水産局の認可を受けよと言つて來たか、各省の通牒に基いて認可を受けてゐては、事業の進捗を害するから廢止して貰ひ度いと意見を提出した。至極最もな意見である、水の使用許可夫れ自身に就いて既に内遞兩省の認可を受くることさへ民間事業の發達を抑壓すると言ふ批難があるに拘はらず、其の認可を受くる前提行爲である妥協に就いても亦指揮を受け、漁道を設けるが爲に認可を受けよと言ふ調子では、到底民間事業を進捗せしむる所でない、併しながら民間事業者が、此煩雜な手續から遁れむが爲に、水力電氣事業を統一して遞信省主管に移せと言ふ意見を持してゐるやうであるが、之も亦水を使用することのみに着眼して、河川のことを忘れた議論であつて賛成することが出來ない、現在制度の下に於て事務を簡易ならしむる爲ならば、水其のものを使用することと使用の目的又は方法を區別して、水を使用することは河川を主管する内務の專管たらしめ、其の水を使用して生ずる電氣に

關してのみは、逓信省の專管たらしむることが至當である。

田邊兵庫は競願の處理に就いて公有水面埋立法の規定する處理と、同一にするやう本省から通知があれば縣令を改正すると言ひ、小原和歌山は、期限を附して權利者を公認するときは、却つて弊害を生ずることゝ爲るから適當でないと反對し、競願を防止する爲に保證金を徴收するときは、不合理な競願を防止することが出來ると説明した、その保證金制度の利害得失に就いて議論が出たが、結局何等纏まつたことなしに終つた。

二 水力電気事業實地監督ニ關スル件

實施設計ノ適否ニ關スル調査並工事施行ノ狀況ニ付テハ事情ノ許ス限り可成實地ノ調査監督ヲ行ハレツツアルモノト存スルモ往々調査監督上遺憾ノ點ヲ發見ス之ニ關シ各廳府縣實際ノ狀況ヲ承知シタシ

民間事業の發達に伴ふて地方廳の監督すべき事業が漸次増加するのであるが、之を監督する地方廳は事業の増加に應ずるだけの吏員の定員を貰ふことも出來ず、又經費の増

加も受けないので自然に監督も不十分となる譯であるが、尙夫れでも監督の十分を期せよと言ふのであるから困難な協議である、之に對する主任官の意見が、監督吏員の増置を希望するもの多きを占めたのも當然である、殊に民間會社は監督官廳の吏員よりは、智識經驗の優秀なものを備ひ入るゝ結果として、遂に監督も十分ならざることゝ爲るのである、或は民間會社に監督員以上の技術官が居れば、監督の必要は無いかと言ふことに爲るのであるが、實際民間會社に優秀なる技術者が居れば居るほど、無理をして公益を無視する業も敢てするのであるから、一層監督を嚴重にせねばならぬ、此様な譯であるにも拘はらず、監督の爲に必要な旅費も増額されないので地方廳今日の現状は、地方費を以て國政事務を執行して居るのである、是等無理な遣り方を改めなくては行政の改革は到底六ヶ敷い。

三 水利使用ニ關スル事件處理ニ關シ關係市町村ニ諮問スルノ件

現在ノ取扱ニ於テハ相當ノ期間ヲ附シ關係市町村ニ諮

問スル例ナルモ之カ處理ノ實況竝其ノ利害得失如何

高田神奈川の説明する所に依れば、水利使用に就いて關係市町村に諮問することは、一面民意を尊重するやうに考へらるゝが、實は此諮問のあることを悪用するものが多い、諮問のあつたことを幸に直接出願人と交渉して不當な報償金を食つたり、又は不當な反對理由を以て許可處分に不服を唱へたりする者が尠くない、是等の者に對しては從來郡長をして慰撫せしめたが、此後郡長制度廢止と共に府縣が直接交渉せなければならぬことゝ爲つて、一層面倒な事件を惹起するから、知事に於て必要と認めた場合に限り諮問することにしたいと希望した。

四 國庫補助道路工事竣功認定様式ニ關スル件

國庫ヨリ補助シタル道路工事竣功認定申請ノ様式ヲ別紙ノ通定ムル見込ナリ御意見ヲ求ム

武井道路課長の説明によれば、道路費に對し國庫から補助した場合に於て其の工事が竣功したとき、完了認定を受けることに道路費國庫補助規程を改正する積りである、依

つて夫れに必要な様式を定めたいが、之に就いては各種の注文もあらうから腹藏ない意見を述べられたいと言ふのであつた。

二三の質問があつたが、委員附託の動議が出て、田邊兵庫が委員長と爲つて審議した結果一部を修正し、メートル制度は現に實施中のものに關しては夫れに依るが、然らざるものは現在の通とし、又用紙を制限せざることの希望を附し別紙(第二號)の通決定した。

五 軌道工事ノ爲必要ヲ生シタル河川(河川法ニ關係アルモノヲ除ク)

溝渠等ノ工事ノ許可省略ニ關スル件

軌道工事ノ爲必要ヲ生シタル土木工事ニ付テハ更ニ許

可ヲ必要トセサルコトニ改メラレタシ

武井道路課長の説明に依ると、此問題は前回の會議に於ても問題と爲つたものであつて、軌道工事の爲に河川砂防等の工事を施行するときは主務大臣の與へる軌道工事の認可に依つて、河川法砂防法等の許可を受けたものと看做さるゝが、河川法に關係ない小河川又は溝渠等の工事を施行

する場合は、更に地方長官の許可を受けしむる地方があるから、その規定を改正して認可を要せざることにせよと言ふのである、之に對しては村山大阪、吉田奈良が前回と同様反對して、若しその趣旨に依つて處分するとなれば、軌道工事の施行に就いて地方町村に諮問を必要とするから、軌道工事の方は却つて遅延すると言ふのであつた、併しながら吾人が許可を省略せよと言ふのは知事管理の河川溝渠に關する工事であるから、知事が單獨に意見を決定すれば可いのであつて、地元町村の意見を徵する必要が無いと言ふのであるが、地方慣習を楯にしてドウしても改正すると言はないのは遺憾である。

六 指定府縣道ノ採擇ニ關スル件

指定府縣道ヲ別紙ノ通定メモトス之ニ關スル御意見承

リタシ

道路法第五十二條但書に依る省令を改正して、主要な府縣道と然らざるものとを區別し、監督關係を簡易ならしめむとする爲に、内務省で採擇した主要府縣道に付いて協議

するのであつたが、武井道路課長の説明に依ると、此案の骨子は地方廳から回答して來た路線中から選擇したものであるが、此路線を客年から問題に爲つてゐる自動車道路の路線と早合點して回答したと思はるゝものと、成るべく内務省の監督を避けやうと言ふ考で回答したと思はるゝものと二様あるやうである、前者は成るべく多くの路線を提出し、後者は少いことゝ爲つてゐる、之を公平の見地で選擇したのが本案の路線なのである、武井道路課長は再三繰返して、本道路が自動車道路でないことを辯明し、會々自動車道路と合致するものがあつても、夫れと是とは別であると説明してゐるが、政府が道路改良費に對し補助する場合には、普通の府縣道よりは先づ以て主要府縣道の改良に補助するのが當然であることは、問ふまでも無いことである。此理由を辨へずして質問を重ねてゐる主任官は、何か抜けてゐるやうに觀られた、従つて監督を免れむとするやうな低級な考で回答した府縣は、結局不利益な回答をしたことゝ爲るのであらう。

七 河川工夫常設ノ件

出水時ニ河川ノ被害ヲ大ナラシメサラムニハ平素ノ維持修繕ヲ充分爲ス必要アリ就中小破ノ中ニ修理シ大破ナキヲ期スヘキナリ然ルニ各府縣ニ於テハ多ク河川工夫ノ常設ヲ從テ廉カ工事下ナシ得サルカ如キ小修繕ニ對シテハ之ヲ放置シ出水ノ際被害ヲ大ナラシムルノ傾向アルハ遺憾ナリ依テ河川工夫ノ常設ヲ企テ之カ被害ヲ未然ニ防ク方法ヲ講シタシ

八 各河川ニ其ノ水量ヲ測定スル設備設置ノ件

各河川ノ水量ヲ知ルハ河川改修工事ヲ計畫スル場合ノミホラス平素ノ管理上竝河川ノ利用上必要ナルハ論ヲ俟タサル所ナリ水量ヲ知ルニハ幾多ノ公式アリト雖氣候、地勢、雨量竝流域ノ形狀等ノ異ル爲甲ノ河川ヨリ見出シタル公式ヲ直ニ乙ノ河川ニ應用スルハ甚々疑ハシキ結果ヲ生ムモノニシテ信賴スヘキ結果ヲ得ムトセハ各河川ニ付實測セサルヘカラス依テ河川ノ水量ヲ實測スルノ設備ヲ設クルコトトシタシ

九 職工人夫ノ步掛ヲ統一スルノ件

現今各廳府縣ニ於テ使用シツアル材料職工及人夫賃ノ單價竝職工人夫ノ步掛ハ多種多樣ナリ然ルニ單價ハ時々相場竝運搬ノ難易等ニ因リ甲乙相違スルハ當然ナリト謂フモ步掛ニ於テハ大體人間ノ能率ニ大差ナキモノト認メラルルヲ以テ之ヲ統一シ以テ工事施行ノ能率増進ヲ圖リタシ

島第一技術課長ノ説明に依れば、土木工事ノ設計を製作する場合に於ける職工人夫の步掛を統一して、工事設計調製に關する能率を増進したいと言ふのであつた、之に對しては小原和歌山は、是迄技術員を採用する場合に、各種の試験をしたが各地に於て採用せらるゝ步掛を暗誦して得意がるものがある、併しながら職工人夫の能率も、其の地方に於ける慣習に依つて同一のものではない、従つて步掛を暗誦するものゝ愚を笑ふのであるが、今之を制定されむとするのは是等地方事情を無視する結果に爲るのでないか、若し無理に統一する御意見であれば反對する積りであ

るが當局の意見を聞き度いと居直つたに對し、島第一技術課長は必ずしも之を強制する積りでなく、成るべく此標準に依られたい希望であることを告げたので、之を統一すると言ふ協議の趣旨は全然無意味と爲つた、蓋し當然のことである、石の産地に於ける石工の能率は、材木の産地に於ける石工の能率と同一でない、之と反對に材木の産地に於ける樵夫の能力は石の産地に於ける樵夫の能率と同一ではない、要は工事施行地方に於ける職工人夫の實際の能率を調査研究して其の地方に適應する設計を作製することが、技術家の手腕の存する所である、之を全国的に統一せむとする思想、そのものが根底に於て間違つてゐるのではなからうか。

之に關しては特別委員を擧げて調査することゝ爲つた、委員長である高田神奈川の報告に依ると、之は所謂標準であつて設計に方り必ず之に依ることを要せざること、併しながら政府が補助する工事の設計に付、之に依るのは政府の自由であると言ふ希望を附して決定した。決定した標準

は祕密に屬するから登載を避ける、

十 設計書様式、工法名並其ノ規格ヲ統一スルノ件

設計書ノ様式及工法名並其ノ規格ハ地方ニ依リ箇々別々ノモノヲ使用シ勞力ト時間トヲ徒費スルコト多キヲ以テ之ヲ統一シ能率ノ増進ヲ圖リタシ

詳細なことを審議する爲に委員を設けた、委員長高田神奈川の説明する所に依ると、大體に於て原案を可と認むるが、メートル制度に關しては現に實施中のものは夫れに依るが、然らざるものは舊來の尺度に依ると言ふ希望を附して、第三號の通り決定した。

十一 砂防法第十三條ニ依リ砂防工事費ニ對シ國庫ノ補助ヲ受ケムトスル場合ニ於テハ別紙記載ノ事項ヲ具備

セル一般設計畫書ヲ提出スルコトニ定メタキモ各位ノ意見如何

見如何

之も亦委員に附託し山口宮城が委員長と爲つて審議したが、砂防工事に關しては尙一層政府から補助することに心配を願ひたいと言ふ希望を附し一部を修正して第四號の通

り決定した。

五

内務省提出の議案は全部議了したので、各主任官から提出した議案に付審議した、道路に關する法令の改正希望は、(イ)道路の改築に基き必要な路線認定の變更に就ては府縣會に諮問する手續を省略せよと言ふのである、府縣會が道路改築費を議決した上は、其の改築に同意してゐるのであるから、諮問することは形式的行爲とは爲るが、改築費必ずしも府縣會の議決したものと云ふことが出来ない、従つて改築に伴ふ路線變更なるが故に諮問の手續を省略せよと言ふのは理由の無いことである、若し手續を簡單にする考ならば、府縣會は是等の諮問に答申することを府縣參事會に委任すれば足るのである、(ロ)二郡市以上の路線の認定にして地元市町村長と協議調つたもの、又は道路と他の工作物との管理者及管理區間の決定に付協議調つたもの、町村道の區域の決定又は變更、廢道保留期間の短縮、廢道を

二以上の公共團體に交付する割合に付て協議調つたもの國庫補助に關係のない道路及其の附屬物の新設改築等に關する、監督官廳の認可を省略せよと言ふのであるが、是等は省令を改正して不日公布さるゝことに爲つてゐる問題ばかりである(ハ)道路工事執行規程に就いては、一般競争入札の場合に管理者が不適當と認むるものゝ入札を拒絶する規定を設けよとか、工事の違約金を遅延一日に付請負金額の千分の五に改正せよとか言ふ意見が出たが、内務省に於て篤と研究することゝ爲つた。

自動車道路の改良を助勢するの途を講ぜよと言ふ希望やら、内務省に於て重要府縣道を指定し、其の改築工事に對し最大限度の補助を與へよと言ふ希望も出たが、内務省としては既に其の必要を認め各種の計畫を樹てゝはるるが、現在の道路改良費豫算さへ碌に出せない今日、財務當局が其の計畫を是認しないが爲に主任官の希望を容るゝことが出来ないのである。

國有財産の取扱に付、其の施行令第八條第九條の適用や

ら、管財財産を神社用地に又は雜種財産を公共用財産に管理換を爲すことを知事に委任されたい希望やらが提出されたが、會計課の兒玉事務官から、その希望に副ふべく大藏省と交渉中であることを説明した。

發電用水利使用事件に就いて内務遞信兩省の指令を統一すること、水利使用許可年限延長の處分に付認可を省略すること、又は發電用水利事業規則を制定せよと言ふ希望もあつたが、發電事業の處分方法に就いては前日來屢論議されたので、新たな意見を提出するものもなく、唯だ前言を繰返すだけである。次田土木局長の挨拶は主任官が書面を以て提出した意見は之を以て議了したが尙他に意見があれば承りたいと言ふのであつた。

田中愛知は、河川法の規定は難解不明のもの多く、執務上手数を煩すの困難を感じる場合があるから、之を改正されたいと希望した、其の言ふ所一應の理由があると思はれた、蓋し立法の當時に於ては治水に急な爲に、河川工事の爲には何物を犠牲とするも構はないとの思想の下に立法さ

れ、私權の如きは著しく輕視され、言は、官權萬能の弊に捉はれてゐる、又其の手續に關しても地方廳に對する干渉が過多である嫌はあるが、今日の思想を以てすれば公益事業の爲に私權を犠牲に供するも亦已むを得ない所であつて制定後二十有七年間、多少の批難はあつたにせよ今日まで實行したことを今更改正するにも及ばない、又其の手續の繁雜なことは命令を改正して漸次簡捷を圖りつゝ、あるので改正の急を認めない、唯だ惜むらくは田中君が具體的の意見を提出しなかつたことである。

上野長崎は公有水面埋立事務の爲に、其の埋立事件の件數と海岸線の延長とを斟酌して、地方廳に相當の吏員を増置して貰ひたいと言ふ希望を提出し、無願埋立を處理することに手數と費用を要することを纏述したが、當局の談する所に依れば埋立の許可には相當の免許料を徴收することゝ爲つてゐるが爲に、その費用に依つて地方廳自身が吏員を設置すれば足ると言ふことであつた。

小原和歌山は、高野山に於ける登山自動車の現況を紹介

し、自動車會社が運送能率を擧ぐるが爲に、自動車専用道路を築造せむとしてゐるが、土地所有者がその道路敷地を賣渡さない爲に、折角の事業も遂行することが出来ないのは遺憾であるから、土地收用の途を設けられたと言つた、此種事業の效用は軌道と何等選ぶ所なく、軌道事業の爲に土地收用の途が設けられてゐる以上は、此種事業に對しても土地收用法の適用を許すのは當然である、聽く所に依れば内務省に於ては此種事業に關し自動車専用道路法を制定すべく、既に立案中であつて、小原君の所望を達することも遠くはあるまい。

田邊兵庫は、地方廳に於ける都市計畫課は土木課の仕事を唯だ都市計畫と言ふ形式のもとに、唯だ計畫するだけのことであつて、土木事業の一分派としか考へられない、故に土木課に合併するやう考へられたいと希望した、次田土木局長の意見を忖度して吾人に言はしむれば、夫れは地方廳内部のことに外ならないから、歸廳の上長官に御話なさうと言ひ度い。

正木東京は、近時遞信省が索道取締規則を制定する積りで、その草案に就いて地方廳の意見を徴しつゝあるが、是等に對し内務省は如何なる意見を持せらるかと質問した、武井道路課長は遞信省が意見を徴してゐることは承知してゐるが、その可否又は當否に付て茲で御話する譯には行かぬが、相當考慮すると答辯した、近時遞信省が古い官制による權限を楯に陸上運送事業に干渉せむとすることは、我國に於ける交通事業に一大障礙を與ふることに爲りはしないかを懸念するのである、蓋し陸運に於て最も重要な地位を占むる鐵道や道路に關し何等の權限を有しない遞信省が、是等の機關と交通經濟上密接不離の關係に在る索道の二部やら、乗合自動車の一部に干渉せむとするとは、統一して始めて效果ある交通機關を故意に分割せむとする手段であつて、遞信省の探つた這般の行爲も、事業の性質を忘却した小役人の計畫としか思はれない。

眞島秋田は、這般新聞紙に報道された、管下南秋田郡北浦町耕地整理組合の施設に屬する大堤溜池缺潰の慘狀を説

明し、溜池築造上に於ける設計が誤つてゐないことを力説したが、某主任官の話によると、土木技術の經驗に乏しい技術家が、耕地整理事業に名を籍つて大溜池を築造する如きは、用排水幹川工事の名の下に河川改修工事を施行すると同一の危険を伴ふもので、吾々の意見が間違つてないことを證明する有力な資料であると笑つてゐた。

△ ▽

三日間に亘る會議も之を達觀すれば、主任官の不平談に終つたかの觀がないでも無い、併しながら此不平は私心を去つての不平であつて、その言ふ所ものが總て正論でないにしても、歸する所は我國土木行政の改革に在るのであつて、此會合も無意味ではない、唯だ其の言ふ所が浮き調子であつて眞に、吾人をして敬服せしむるだけの意見を聽かなかつたのは、前年の會合狀況を報道した吾人の希望を裏切ること甚しく聊か失望の感なきを得ないのである。

(元)

(第一號)
災害土木費年度別表

年度	災害額	國庫補助額
大正三	一四、〇七五、三一〇	五、〇一四、〇〇〇
四	八六九、〇五五	三四四、〇〇〇
五	三、〇六八、八一〇	八〇九、〇〇〇
六	一四、五三〇、〇五〇	六、三八五、〇〇〇
七	七、五五五、〇七九	二、七一六、〇〇〇
八	一六、〇五三、五八〇	六、六〇三、〇〇〇
九	六、五七六、一八九	二、一一八、〇〇〇
一〇	三、九八八、四〇二	一、二五二、〇〇〇
一一	△ 一、三二八、九五六	△ 四、一九八、〇〇〇
一二	△ 三、七四二、七五四	△ 二、九二六、〇〇〇
一三	一、三三四、一八九	二、一一〇、〇〇〇
一四	一、七四九、四八六	三、六二四、〇〇〇

備考

△印ハ震災ニ因ルモノ

災害土木費國庫補助地方別内譯表

(×印ハ震災ニヨルモノナリ)

大正四年度	大正三年度										年度	地方名			
	栃木	京都	大阪	計	佐賀	富山	長野	山梨	静岡	栃木			群馬	埼玉	新潟
	八六九、〇五五	五七四、一二二	八〇三、二三一	一四、〇七五、三一〇	五六八、七七二	三、四三〇、一四四	五九六、三一五	六五〇、四一五	六一六、九九七	三、九〇〇、九九五	七三八、四九五	八二〇、二五二	一、〇六〇、六三九	九四二、七一四	七四九、五七二
	三四四、〇〇〇	一四四、〇〇〇	一四六、〇〇〇	五、〇一四、〇〇〇	一五一、〇〇〇	一、五二一、〇〇〇	一二四、〇〇〇	二三八、〇〇〇	一三七、〇〇〇	一、七六九、〇〇〇	二二一、〇〇〇	一九三、〇〇〇	二二六、〇〇〇	三一、〇〇〇	一一三、〇〇〇
	八六九、〇五五	五七四、一二二	八〇三、二三一	一四、〇七五、三一〇	五六八、七七二	三、四三〇、一四四	五九六、三一五	六五〇、四一五	六一六、九九七	三、九〇〇、九九五	七三八、四九五	八二〇、二五二	一、〇六〇、六三九	九四二、七一四	七四九、五七二
	三四四、〇〇〇	一四四、〇〇〇	一四六、〇〇〇	五、〇一四、〇〇〇	一五一、〇〇〇	一、五二一、〇〇〇	一二四、〇〇〇	二三八、〇〇〇	一三七、〇〇〇	一、七六九、〇〇〇	二二一、〇〇〇	一九三、〇〇〇	二二六、〇〇〇	三一、〇〇〇	一一三、〇〇〇

大正四年度	大正七年度										大正六年度							
	群馬	栃木	山梨	計	宮崎	大分	香川	徳島	山口	岡山	鳥根	鳥取	兵庫	京都	神奈川	奈良	和歌山	計
	五八五、四九七	二、三六五、七一七	五七〇、〇三三	一四、五三〇、〇五〇	二七二、七九八	七八〇、三五八	一、六五九、一七七	九〇六、七二〇	七九八、一五七	一、〇一五、四四七	二六二、八五五	五、九四二、九二三	二、一八三、一二八	七〇八、四八七	四四八、八五一	四〇九、五四五	八二三、〇六一	三、〇六八、八一〇
	一六〇、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一九七、〇〇〇	六、三八五、〇〇〇	六五、〇〇〇	二四七、〇〇〇	六九五、〇〇〇	三三九、〇〇〇	二五二、〇〇〇	二七九、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三、五八二、〇〇〇	六八八、〇〇〇	一九八、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	三〇四、〇〇〇	八〇九、〇〇〇
	五八五、四九七	二、三六五、七一七	五七〇、〇三三	一四、五三〇、〇五〇	二七二、七九八	七八〇、三五八	一、六五九、一七七	九〇六、七二〇	七九八、一五七	一、〇一五、四四七	二六二、八五五	五、九四二、九二三	二、一八三、一二八	七〇八、四八七	四四八、八五一	四〇九、五四五	八二三、〇六一	三、〇六八、八一〇
	一六〇、〇〇〇	一、〇〇三、〇〇〇	一九七、〇〇〇	六、三八五、〇〇〇	六五、〇〇〇	二四七、〇〇〇	六九五、〇〇〇	三三九、〇〇〇	二五二、〇〇〇	二七九、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三、五八二、〇〇〇	六八八、〇〇〇	一九八、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	三〇四、〇〇〇	八〇九、〇〇〇

大	正 九 年 度							大	八 年 度								
	計	高知	富山	山形	岩手	福島	宮城		岐阜	静岡	栃木	茨城	計	佐賀	山口	廣島	島根
京都	一六、〇五三、五八〇	一、八九六、一〇七	五七三、六〇七	六〇五、九三四	二、〇三三、七二二	二、三〇三、四八二	二、四七一、九四〇	八五二、四二四	八五九、九一七	三、三〇六、四三三	一、一五一、〇一四	七、五五五、〇七九	二八一、五二三	六〇七、七三八	一、四三九、六四二	七八六、〇七六	九二八、八五三
都	二、四三三、六八五	六、六〇三、〇〇〇	八四三、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一四二、〇〇〇	八九八、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	一、〇八五、〇〇〇	二四九、〇〇〇	二七五、〇〇〇	三三五、〇〇〇	二、七一六、〇〇〇	三九、〇〇〇	三〇四、〇〇〇	四七八、〇〇〇	二五五、〇〇〇	二八〇、〇〇〇
	一、〇三六、〇〇〇																

大 正 十 年 度					大 正 十 一 年 度					大 正 十 年 度						
山梨	静岡	千葉	埼玉	神奈川	京都	東京	計	石川	静岡	栃木	埼玉	計	大分	福岡	山形	兵庫
X	X	X	X	X	X	X										
二、三〇四、九一三	一、二九三、九七三	一、五三八、三四五	一、〇五三、三二四	六八一、五三三	二四、六八四、六六七	二、二二五、三二三	三、九八八、四〇二	一、〇五四、四〇八	六八八、九五二	一、二四三、三三二	一、〇〇一、七一〇	六、五七六、一八九	六九八、六六七	一、四八七、五九七	五四三、二〇四	八五一、〇九七
〇六二	〇七三	〇四三	〇三三	〇三三	〇八五	〇三三	〇二	〇八	〇二	〇二	〇一	〇七	〇七	〇七	〇九	〇七
X	X	X		X		X										
一、八五三、〇〇〇	一、〇四一、〇〇〇	一、二五三、〇〇〇	二、二七、〇〇〇	五二七、〇〇〇	二二、八三六、〇〇〇	一、八五三、〇〇〇	一、二五三、〇〇〇	三七六、〇〇〇	一六七、九〇〇	四四〇、〇〇〇	二六九、〇〇〇	二、一一八、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	四四三、〇〇〇	一五七、〇〇〇	一五〇、〇〇〇

研究

大正三十三年度					二年度								
正	大				計	愛媛	徳島	山口	廣島	鳥取	山形	岩手	長野
栃木	埼玉	神奈川	京都	東京	計	媛	島	口	島	取	形	手	野
五一一、八七六	七六一、四八四	二、〇四二、九一七	七七九、六四八	八五三、五六〇	一、三二四、一八九	八二七、七九四	五七二、四五〇	五三六、三六九	一、五三八、八八四	二、二九三、三六一	五五二、二六四	一、六六四、八九四	一、六八一、〇九七
一一八、〇〇〇	一七三、〇〇〇	九一四、〇〇〇	二二六、〇〇〇	二三三、〇〇〇	二二一、〇〇〇	二六六、〇〇〇	一七五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	五二七、〇〇〇	一、〇七八、〇〇〇	一二八、〇〇〇	七一三、〇〇〇	六〇一、〇〇〇

十四年度									
計	高知	廣島	鳥取	山形	福島	岐阜	山梨	静岡	愛知
一一、七四九、四八六	六五八、〇三六	九五五、八四九	六五八、四〇〇	五一〇、六六七	三八八、〇九一	六七二、八一〇	九〇〇、九六二	一一四、〇七二	九四一、三九四
三、六二四、〇〇〇	二二五、〇〇〇	二六八、〇〇〇	二四五、〇〇〇	一一一、〇〇〇	四二、〇〇〇	一七七、〇〇〇	三六二、〇〇〇	三三七、〇〇〇	一九三、〇〇〇

(第二號)

國庫補助道路工事竣功認定様式ニ關スル件

國庫補助ヲ受ケタル道路工事ノ竣功ノ認定ヲ申請スル場合ニハ別記調査及竣功明細圖ヲ添附スルコト

一 調 書

1 國庫補助道路工事費精算書

路 線 名

工事施行箇所

認可設計額

精 算 額

殘餘物件見積價格

費 目	認可設計額		精 算 額		認可設計額ト精算額トノ比較	
	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量 増 減	金 額 増 減
工 事 費	總延長 メートル		總延長 メートル			
道 路 費	延長 幅員 メートル		延長 幅員 メートル			
橋 梁 費	延長 幅員 メートル		延長 幅員 メートル			
隧 道 費	延長 幅員 メートル		延長 幅員 メートル			
器具機械費	筒所數 メートル		筒所數 メートル			
土地買収費	平方メートル		平方メートル			

仰拱	坑門	形粹	何々	二雜工事費		側溝	掘鑿土捨	何々	器具機械費				何壓噸	碎石機	混合機	土工用具	測量器	製圖器	何々	土地買收費	

諸手當	旅費	二 雜給及雜費		何々	雇員	書記	技手	技師	一俸給	監督費	物件 移轉 其他補償費		何々	畑	田	山林	宅地
																	圓
																	圓
																	圓
																	圓
																	圓
																	圓
																	圓
																	圓
																	圓
																	圓

計	雜費	三 事務所費					賞與	儲人給	何々
		何々	運搬費	通信	消耗品費	備品費			

〔注意〕

- 一 費目、種別又ハ物件及認可設計額ノ欄ハ最終ノ認可設計ニ依リ之ヲ相當欄ニ掲記スルコト
- 二 精算額ノ欄ハ左記ニ依リ記載スルモノトス
 - イ 請負ニ付シタル場合ニシテ各種別又ハ物件別ニ單價及金額ヲ記載スルコト困難ナルモノハ單ニ請負額ノ記載ニ止ムルコトヲ得
 - ロ 請負ニ付シタル場合ニ於テ工事用物件ヲ交付シタルモノアルトキハ直營ノ欄内ニ其ノ數量單價及金額ヲ記載スルコト

ハ 國庫補助道路工事殘餘物件調

費目	物件種類	認可設計額			購入額			購入時期		使用額		殘餘物件及見積價格		摘要
		數量	單價	金額	數量	單價	金額	時期	數量	金額	數量	單價	金額	
計														

(注意) 殘餘物件及見積價格欄ニハ工事ノ爲購入シタル物件ニシテ殘存セルモノ及其ノ見積價格ヲ掲記スルコト

二 竣功明細圖

- イ 平面圖
- ロ 縱斷面圖
- ハ 横斷面圖
- ニ 横斷定規圖
- ホ 工作物ノ構造圖

(注意)

- 一 縮尺ハ認可ヲ受ケタル設計書ニ添付シタルモノト同一トス
- 二 最終ノ設計認可後ニ於テ變更セル部分ハ之ヲ朱書スルコト

研究

(第三號) 工事設計書

(道路河川名) (工事施行箇所地名)

一 工事

工費金

内 譯

第		號	
理 由	起 工	大 要	工 事

(用紙美濃型)

明細書

工種		種類		材料		形狀		寸法		員數		數量		單位		單位		單價		金額		摘要	
						長	幅	末口	又														

研 究

単位及小數ニ關スル規定
 ノートル法は直に依るに非ずして實施中のものは夫れに依る
 (一)材料及勞力單位表

種目	寸法		單位數量	摘	
	單位	小數			
木 材	(長) 米	一 位	立 方 米 立 方 粉 米	三 位	
金 屬 類	(長、幅) 大物	一 位	瓦 貳 貳 本	二 位	特殊ノモノニアリテハ個數ヲ單位トスルコトヲ得、 出來合品ハ枚ト單位トスルコトヲ得其ノ小數ヲ一位 トス
	(厚、徑) 小物	一 位	平 米 瓦 貳 貳 本	二 位	
栗 石、砂 利	糶	一 位	立 方 米	一 位	徑六糶未滿ヲ砂利六糶以上二〇糶未滿ヲ栗石二〇糶 以上ヲ野面石トス
間知石、割石、野面石	糶	一 位	平 方 米	二 位	一ヶ當ノ重量ニ依ルトキハ貳トシ其ノ小數ヲ一位ト ス
切 石、板 石	糶	一 位	立 方 米	三 位	一〇糶以上ハ米ヲ單位トシ其ノ小數ハ三位トス、 出來合品ハ枚ヲ單位トスルコトヲ得其ノ小數ヲ一位 トス
煉 瓦	糶	一 位	個	一 位	
土 砂			立 方 米	一 位	
土 管 類	糶	一 位	本	一 位	
鋪裝用塊類	糶	一 位	個	一 位	

瀝青類	フヘルト	杉皮	倭、 叭、 蓆	ホロ	石油、 ガソリン	炭、 薪、 石炭、 コークス、 木	麻、 ニラ、 ロープ	三子、 繩	二子、 繩	竹子	小杭	粗朶	帶梢	芝	モルタル	コンクリート
							(徑)長	(徑)長	(徑)長	(長)目通周	(徑)長	(徑)長	(徑)長	(徑)長		
							耗米	耗米	耗米	耗米	耗米	耗米	耗米	糶		
							單位 限位	單位 限位	單位 限位	單位 限位	單位 限位	單位 限位	單位 限位	單位 限位		
疋	平方米	平方米	枚	瓦	瓦	瓦	米	筋	房	本	束	束	束	平方米	立方米	立方米
一	二	一	一	一	一	一	一	一	二	一	二	二	二	一	三	二
位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位
												東周ヲ呼フニハ糶ヲ單位トス				

種	目	單	位	小	數	摘	要
設計書ノ親金	圓	單	位	止			
設計書ノ小計	圓	二	位				
設計書ノ金額欄	圓	二	位				

備考 合數量ニアリテハ單位數量ノ小數位ヲ一位高ムルモノトス
 (二) 設計ニ用ユル寸法ノ單位ハ (一) ニ掲ケタルモノヲ除ク外、米トシ其ノ小數ハ總テ之ヲ二位トス
 (三) 金額單位表

職工、人夫	人	二	位				
雷管	個	一	位				
火藥、ダイナマイト	疋	二	位				
導火線 (長)	米	一	位				
塗料	疋 リツトル	一	位				
火山灰	立方米	三	位				
石灰	立方米	三	位				
硅藻土	立方米	三	位				
セメント	袋 立方米	一	位				

一位代價表ノ計金	圓	二	位
一位代價表ノ金額欄	圓	二	位

(四) 前各項ニ掲ケタル小數位ニ滿タサルモノハ之ヲ切捨トス
 (五) 特別ノ事由アル場合ハ第四項ヲ除クノ外本規定ニ依ラサルコトヲ得

(第四號)

砂防法第十三條ニ依リ砂防工事費ニ對シ國庫補助
 ラ受ケムトスル場合ニ添付スル一般計畫書ノ件

(協議事項十一別紙)

(一) 調 書

- 1 河川溪流名
- 2 施行地名 郡名、市町村名、大字名、字名
- 3 施工流域ノ地勢、地質、氣候、雨量關係(年雨量、最大日雨量、最大時雨量但シ最下流ノ堰堤以上)
- 4 溪流ノ作用及荒廢溪流トナリタル想定的原因
- 5 初期以降ノ土石流ノ年時
- 6 施工流域内ニ於ケル森林狀態ト其ノ周圍ノ森林狀態トノ相違(流域内森林取扱方ノ良否ヲ知ル爲)
- 7 施工流域内ニ於テ從來處理セラレタル森林經營及土石採取方法

- 8 其ノ他ノ原因ニ因ル土地ノ惡化及其ノ損害(開墾又ハ牧場ノ如キ其ノ一例ナリ)
- 9 現狀ノ儘放置スル爲ニ起ル危害及砂防工事施行ニ因ル利益
- 10 工事施行ノ爲灌漑及其ノ他水利事業ニ及ホス影響

(二) 圖 面

- 1 一般平面圖 陸地測量部發行五萬分ノ一地形圖ニ左記事項ヲ明示スヘシ
- イ 溪流流域(溪流流域界ハ淡青色線) ロ 施工區域(區域界ハ紫色線)
- 2 施工地平面圖 縮尺一萬分ノ一以上ノ地形圖トシ左記事項ヲ明示スヘシ

- イ 河川溪流名 ロ 町村名、大字名、字名 ハ 崩壞及滑落地
- ニ 堰堤、床固、護岸及導水工(既設ノモノハ黑色、本) ホ 山腹工事施行地(既設ノモノハ綠色斜實線、本)

3 縱斷面圖但シ重要ナラサル溪流工事ニ對シテハ之ヲ省略スルコトヲ得縮尺長千分ノ一高ハ二百分ノ一トシ左記事項ヲ記入スヘシ

- イ 川床ノ岩盤 ロ 堰堤、床固、護岸、導水工(既設ノモノハ黑色、本計畫ノモノハ赤色)
- (三) 工事費概算書

總 工 費

- イ 溪流工事費(堰堤、床固、護岸、水制、導水工等) ロ 山腹工事費
- ハ 雜 費

(四) 工事完成ニ要スル豫定年限

備 考 單位ハ可成之ヲ「メートル」トス